

KPMG Japan e-Tax News

No.102 – November 26, 2015

KPMG 税理士法人
Contact Us



税務情報

日台民間租税取決め一署名

11月26日、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」(日台民間租税取決め)に署名が行われました。

日本は、公益財団法人交流協会と亜東関係協会を通じて、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持してきており、日台民間租税取決めもこの両協会間が署名する形で締結されました。なお、両協会は、日台民間租税取決めに規定する事項を実施するために必要なそれぞれの地域の関係当局の同意を得るよう相互に協力することが、取決めの冒頭で確認されています。

これまで日本と台湾の間には租税条約はなく、これは日台間の初めての租税に関する取決めとなります。

日台民間租税取決めの主な内容は以下のとおりです。

1. 源泉地域における投資所得に対する課税の軽減

配当、利子及び使用料については、源泉地域における課税が以下のように軽減されます。

配当	利子	使用料
10%	10%	10%

なお、一方の地域内において生じた利子であって、その利子の受益者が他方の地域の行政当局等、その他方の地域の中央銀行又は輸出の促進を目的とする

金融機関であってその他方の地域の行政当局等により全面的に所有されるものである場合等には、その一方の地域における租税は免除されます。

2. 事業利得

事業活動によって取得する利得については、企業が進出先に恒久的施設(支店等)を設けて事業活動を行っている場合においてのみ、その恒久的施設の行う事業活動によって取得する利得に限定して、進出先において課税が行われることとなります。

3. 国際運輸業

一方の地域の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、その一方の地域においてのみ租税を課することができることとなります。

4. 譲渡収益

一方の地域の居住者が保有する他方の地域の居住者である子会社の株式の譲渡から生ずる収益については、その他方の地域において租税が課されないこととされます。ただし、その子会社が、資産価値の50%以上がその他方の地域内にある不動産により直接又は間接に構成される法人に該当する場合は除きます。

5. 給与所得

短期滞在者免税の規定により、一方の地域の居住者である給与所得者が他方の地域において行う勤務について取得する報酬に対しては、他方の地域における滞在期間が、その暦年において開始し、又は終了するいずれの12ヶ月の期間においても、合計183日を超えない場合には、一定の要件のもと、その他方の地域における租税が免除されることとなります。

6. その他

以下の規定が設けられます。

- 濫用防止規定(主要目的テスト)
- 相互協議に関する規定
- 情報交換に関する規定

7. 効力発生

公益財団法人交流協会及び亜東関係協会は、この日台民間租税取決めの効力発生のためにそれぞれの地域において必要とされる手続が完了したことを書面により相互に通知することとなります。そして、この日台民間租税取決めは、双方の書面による通知のうちいずれか遅い方が受領された日に効力が生じます。

日台民間租税取決めは以下のように適用されます。

日本国について

課税年度に基づいて課される租税	この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の租税
課税年度に基づかないで課される租税	この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に課される租税
情報交換条項	この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する課税年度の租税又は同日以後に課される租税に関する情報

台湾について

源泉徴収される租税	この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に支払われる所得
源泉徴収されない所得に対する租税	この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得
情報交換条項	この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する課税年度の租税又は同日以後に課される租税に関する情報

【参考】

公益財団法人交流協会

[【記事資料】「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」\(略称「日台民間租税取決め」\)\[お知らせ\]\(2015年11月26日\)](#)

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.